

## 長生村文化会館図書室における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び業界団体である「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 2 年 5 月 26 日公益社団法人日本図書協会）を踏まえ、次のとおり策定します。

今後も、対処方針変更のほか、感染拡大の動向を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを適宜更新します。

### 1. 基本的な感染予防対策

#### (1) 来館者の安全確保の方法

① 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、下記の状態である場合は、入館を控えるよう注意喚起をします。

- 37.5 度以上の発熱があった場合
- 平熱比+1 度超過した場合
- 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

② 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、来館しないように要請します。

③ 館内が密集状態にならないよう、集団での来館制限及び入館人数の制限をします。

④ 長時間にわたる滞在をしないよう、来館者に注意喚起をします。

⑤ 来館者の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを来館者に事前に通知します。

⑥ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底を促します。

⑦ 図書館の利用に障害のある人を介助する必要がある場合には、マスク着用、手洗い、手指の消毒を一層徹底します。車いす利用者を介助する場合にも、同様の対策をします。

#### (2) 従事者の安全確保の方法

① 従事者に対して、定期的な健康状態の確認と検温を促し、下記の状態が確認された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、自宅待機とします。

- 37.5 度以上の発熱があった場合
- 平熱比+1 度超過した場合
- 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

② 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底して実施します。

③衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒します。

④従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供します。

### (3)施設管理の方法

①清掃、消毒、換気の実施を徹底します。

➢必要に応じて窓を開ける等の自然換気を行います。

➢フィルムコーティングした資料及び雑誌の返却を受けた場合は、次亜塩素系消毒液又はアルコール製剤を用い清掃を行います。

➢複数の人が触れる場所は適宜消毒を行います。

➢高齢者や図書館の利用に障害のある人への貸与物品については、十分に消毒を行います。

②飛沫感染対策として、受付カウンターには、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染の予防に取り組みます。

③入館時等に行列が生じる場合、フロアマーカーを設置するなどして、1m～2mの間隔をあけて整列を促す等の工夫を行います。

④座席等の間隔を置いたスペースとなるよう工夫します。

⑤感染した者が、図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。また、他機関と連携の上、個人情報に十分留意し、速やかに公表するよう努めます。

### (4)広報・周知の方法

①来館者及び従事者に対して、以下のことを周知します。

➢社会的距離の確保の徹底

➢咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底

➢健康管理の徹底

➢差別防止の徹底

➢本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

## 2. その他の感染予防対策

### (1)図書館行事の開催

①図書館行事の開催にあたっては、「1. 基本的な感染予防対策」をより一層徹底します。